

川崎市教育委員会規則第5号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

教育政策室
-------

」

を

「

教育政策室
地域教育推進室

」

に、

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	地域教育推進課	
	文化財課	

」

を

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	文化財課	

」

に改める。

第4条の表教育政策室の部中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11

号を第10号とし、同部の次に次のように加える。

地域教育推進室

- (1) 地域の教育力の向上に関する事。
- (2) 学校施設の有効活用に関する事。
- (3) 川崎市子ども会議に関する事。
- (4) 地域と学校の連携・協働に関する事。

第4条の表職員部の部中「服務監察」を「予防監察」に改め、同表学校教育部の部中

「(2) 学校運営の支援に関する事。」

を

「(2) 学校運営の支援に関する事。

(3) 学校教育施策に係るプロジェクトの推進に関する事。」

に改め、同表生涯学習部の部中「中原区及び高津区に限る」を「川崎区、幸区及び宮前区を除く」に改め、同部地域教育推進課の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。